

第**27**期
定時株主総会
招集ご通知

-  開催日時：平成29年5月26日(金)午前10時
-  開催場所：東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間

株式会社テイラー

証券コード：7610

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社グループは平成29年2月期の決算を終えましたので、その概要をご報告申し上げます。

わが国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、アジア新興国の景気の下振れリスクや英国のEU離脱問題、米国の経済政策の不確実性の高まりなど懸念事項も多く、先行き不透明な状況が継続しております。

当社が展開するマルチパッケージ販売事業が属する業界におきましては、ここ数年は主要商材である家庭用ゲーム及びCD・DVDの著しいダウントレンドが続いており、当社は、古本市場を中核とするマルチパッケージ販売事業を中核としたビジネスモデルの変革期に直面しております。

このような経営環境の中、創業以来蓄積された強みを最大限に生かしつつ、事業戦略・収益構造の再構築が急務と考えており、今後においては、中長期的な視点に立ち、事業そのものの戦略転換を図っていく所存です。

当社は、株主の皆様と適切な協働を図りながら、持続的な成長に向けた挑戦を続け、事業領域の拡大による企業価値の向上に努めてまいります。

今後とも皆様の格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 寺田 勝宏

▶ ティーツーの経営理念

私たちは、創業以来「満足を創る」という理念を掲げて事業を発展させてまいりました。当初、満足の対象は、“お客様”でありましたが、業容の拡大とともに、“あらゆる関係者の方々”と理解するようになりました。そして「満足を創る」ための行動指針として、私たちは「ティーツーの七感」を掲げております。

- ①変化を観る目をもつ
- ②お客様の声を聴く耳をもつ
- ③親しみと感謝の気持ちを表す口をもつ
- ④自らを律し常に向上しようとする心をもつ
- ⑤常に新しい価値と独創性を創り出す頭をもつ
- ⑥お客様が次に何を望むのか時代がどう変わるのかを感じる勘をもつ
- ⑦お客様に親身にそってけなげに接するひたむきな姿勢をもつ

▶ 目次

● 株主の皆様へ	1
● 第27期定時株主総会招集ご通知	2
● 株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役7名選任の件	5
第3号議案 監査役1名選任の件	8
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	9
第5号議案 取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	10
第6号議案 スtockオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	13
● 提供書面	16
事業報告	16
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49
● 会社の概要・株主メモ・ホームページのご案内	53
● TOPICS	54

証券コード 7610

平成29年5月11日

株 主 各 位

岡山市北区今村650番111

(東京本部:東京都品川区西五反田七丁目1番1号

住友五反田ビル5階)

株式会社ティーツー

代表取締役社長 寺田 勝宏

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月25日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年5月26日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。) |

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第27期(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 |
| 第6号議案 | ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 |

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(アドレス <http://www.tay2.co.jp/>)

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類及び事業報告・計算書類・連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tay2.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ・決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第24条 (条文省略) (新設) (新設) (任期) 第25条 (条文省略) 2 補欠のため選任された監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第24条 (現行どおり) 2 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 3 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第25条 (現行どおり) 2 補欠のため選任された監査役及び前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため2名増員いたしたく、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	ふじ わら かつ じ 藤原 克治 (昭和44年12月27日)	平成5年4月 ㈱東海銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年1月 当社入社 平成19年3月 ㈱アイ・カフェ（現当社）管理部長 平成23年7月 当社経営企画本部経営企画部副部長 平成24年3月 当社管理本部経理部長 平成25年4月 当社経理部長兼人事部長 平成26年3月 当社管理部長 平成26年5月 当社取締役管理部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成27年3月 当社取締役経理財務部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成27年3月 インターピア㈱取締役（現任） 平成27年11月 ㈱モ・ジール（現当社）取締役 平成28年3月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成28年7月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長兼情報システム部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成29年3月 当社取締役管理本部長兼経営管理部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	てらだ かつひろ 寺田 勝宏 (昭和42年1月19日)	平成2年4月 エイアイユーインシュアランスカンパニー (現AIU損害保険㈱) 入社 平成9年2月 当社入社 平成13年3月 当社店舗開発部長 平成13年8月 当社執行役員店舗開発部長 平成16年3月 当社執行役員事業開発カンパニーC00兼サー ビスカンパニー店舗開発部長 平成18年5月 当社執行役員事業開発カンパニーCEO兼店舗 開発部長兼施設開発部長 平成19年3月 当社執行役員古本市場カンパニーC00兼店舗 運営部長兼販売促進部長 平成20年3月 当社執行役員営業副本部長兼店舗運営部長 兼販売促進部長 平成20年5月 当社取締役営業副本部長兼店舗運営部長兼 販売促進部長 平成23年5月 当社取締役営業本部副本部長兼店舗運営部 長 平成24年3月 当社取締役営業本部店舗運営部長 平成25年3月 当社取締役店舗開発部長 平成26年1月 当社代表取締役社長兼経営企画部長兼店舗 開発部長 平成26年3月 当社代表取締役社長兼チーフ・コンプライア ンス・オフィサー兼営業本部長 平成26年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年7月 ㈱モ・ジュール (現当社) 代表取締役 平成27年3月 当社代表取締役社長 平成29年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任)	292,400株
3	(新任) すぎやま つなしげ 杉山 綱重 (昭和47年10月23日)	平成5年8月 ブックスランド入社 平成8年8月 (有)イケダ企画入社 平成10年9月 (有)ジーエックス代表取締役社長 平成12年5月 ㈱エーツー取締役副社長 平成14年11月 同社代表取締役社長 (現任) 平成18年5月 日本テレビゲーム商業組合役員理事 平成18年8月 ㈱エコア代表取締役会長 平成20年9月 同社代表取締役社長	一株
4	(新任) あおりの ともひろ 青野 友弘 (昭和48年10月21日)	平成10年4月 当社入社 平成27年3月 当社人事総務部長 平成27年6月 カードフレックスジャパン(株)取締役 平成28年3月 当社管理本部人事総務部長 平成28年10月 当社管理本部経営企画部長兼人事総務部長 平成29年3月 当社管理本部人事総務部長 (現任)	6,058株
5	(新任) のた たかし 野田 孝志 (昭和50年7月8日)	平成13年1月 当社入社 平成28年3月 当社事業開発本部トレカ事業部長 平成29年3月 当社営業本部第一商品部長 (現任)	18,730株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
6	(新任) みつもと やすし 光本 泰佳 (昭和50年12月1日)	平成11年4月 当社入社 平成15年3月 当社店舗ののれん分けを受け独立 平成23年2月 ㈱ライトブック代表取締役社長(現任)	一株
7	おおたに まさき 大谷 真樹 (昭和36年1月22日)	平成9年7月 ㈱メディア・プランニング・エージェンシー 代表取締役 平成12年1月 同社㈱インフォプラントに社名変更 平成19年7月 同社ヤフーバリューインサイト㈱に社名変更 取締役会長 平成19年12月 同社取締役(非常勤) 平成20年4月 八戸大学(現八戸学院大学)客員教授 平成22年7月 八戸大学・八戸短期大学総合研究所 所長 平成23年5月 当社社外取締役(現任) 平成24年4月 学校法人光星学院常務理事(現任) 平成24年4月 八戸大学(現八戸学院大学)学長(現任)	一株

- (注) 1. 杉山綱重氏は、当社と競業関係にある株式会社エーツーの代表取締役社長であります。また、当社と同社は商品取引及び情報データ取引等を行っており、資本業務提携に向けた協議も始めております。
2. 光本泰佳氏は、当社のフランチャイジーである株式会社ライトブック代表取締役社長であります。
3. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 所有する当社株式の数は、テイツー従業員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
5. 大谷真樹氏は、社外取締役候補者であります。
6. 大谷真樹氏を社外取締役候補者とした理由は、主に独立した立場から当社の経営に対し、その豊富な知識・経験等を取締役に反映し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくためであります。
7. 大谷真樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年であります。
8. 当社は、大谷真樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円以上であらかじめ定められた金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、大谷真樹氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、大谷真樹氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小松泰夫氏及び近藤麻紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 株 式 数
(新任) ひろせ 廣瀬 まさとし 方利 (昭和28年4月17日)	昭和51年4月 備山陰合同銀行入行 平成13年2月 同行秘書室秘書役 平成14年11月 同行大阪支店長 平成16年6月 同行RM推進部長 平成17年6月 同行東京支店長 平成18年6月 同行本店営業部長 平成19年6月 同行取締役石見営業本部長委嘱 平成21年6月 同行常勤監査役 平成25年6月 松江不動産㈱代表取締役社長 平成26年6月 山陰債権回収㈱代表取締役社長	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 廣瀬方利氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 廣瀬方利氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
 4. 廣瀬方利氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第1号議案が承認可決されることを条件として、補欠の監査役1名の選任をお願いします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
い나다 稲田 英一郎 (昭和54年2月10日)	平成13年10月 三優監査法人入社 平成17年5月 公認会計士登録 平成18年9月 ㈱CONSOLIX入社 平成22年1月 稲田公認会計士事務所開業(現任) 平成22年3月 ㈱カッシーナ・イクスシー監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 稲田英一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 稲田英一郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
 4. 稲田英一郎氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額といたします。

第5号議案 取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の取締役の報酬額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において報酬限度額を年額200百万円以内（但し、使用人分給とは含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額10百万円（うち社外取締役分30万円）の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すること及びストックオプションとして発行される新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案が原案どおり可決されますと7名（うち社外取締役1名）となります。

1. 特に有利な条件をもって取締役に對し新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進することを目的とし、職務執行の対価としてストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

割当日において当社に在任する取締役。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式400,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数の上限

4,000個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

- ②割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ③割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日以後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していることを要する。
- ②権利の質入れその他の処分及び相続は認めない。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約が株主総会で承認された場合、当社は当該承認決議のあった日において、新株予約権の全部を取得することができる。
- ②新株予約権の割当てを受ける者が、前記(6)に定める行使の条件に違反したことにより新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該事由の発生した日において、新株予約権のうち権利を行使することができなくなった部分について無償で取得することができる。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第6号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を 当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の従業員及び外部事業協力者に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること、及びストックオプションとして発行される新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員及び外部事業協力者の、当社業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

割当日において、当社に在職する従業員及び当社関係会社に在職する取締役、監査役もしくは従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式800,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数の上限

8,000個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

②割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

③割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日以後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員及び当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
- ②権利の質入れその他の処分及び相続は認めない。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約が株主総会で承認された場合、当社は当該承認決議のあった日において、新株予約権の全部を取得することができる。
- ②新株予約権の割当てを受ける者が、前記(6)に定める行使の条件に違反したことにより新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該事由の発生した日において、新株予約権のうち権利を行使することができなくなった部分について無償で取得することができる。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、アジア新興国の景気の下振れリスクや英国のEU離脱問題、米国の経済政策の不確実性の高まりなど懸念事項も多く、先行き不透明な状況が継続しております。

このような経営環境の中で、当社グループが展開する当連結会計年度の連結売上高は、マルチパッケージ販売事業におきましては、前々期より注力している新品・中古トレーディングカード（以下、「トレカ」という。）及び前期より本格導入を開始した新品・中古ホビーが前期比13億1千9百万円増加したことに加え、2016年3月以降に出店した新店6店舗が2億5千8百万円の増加に寄与したものの、主要商材のダウントレンドにより、8億9千万円の減収となりました。

連結営業利益については、古本を中心とした粗利改善策、及び継続的なコスト低減施策を行ってまいりましたが、連結売上高の減少の影響や在庫評価の見直し、並びに店舗閉鎖及び物流倉庫の見直し費用の発生等により、前期比4億7千万円の減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は283億4千5百万円（前期は連結売上高292億3千6百万円）、連結営業損失は4億6千7百万円（前期は連結営業利益3百万円）、連結経常損失は4億5千1百万円（前期は連結経常利益6百万円）となりました。

また、当社グループの事業構造改革を目的とした、不採算店舗等に関する減損損失2億4千2百万円、システム開発中止に伴う損失9千6百万円、並びに構造改革費用として店舗閉鎖損失3千2百万円、事業整理損失引当

金繰入額 2千8百万円を特別損失に計上したこと、法人税等調整額 1億8千1百万円等により、親会社株主に帰属する当期純損失は11億4百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失 1億4千9百万円)となりました。

【事業の概況】

当社グループが展開するマルチパッケージ販売事業が属する業界におきましては、ここ数年主要商材である家庭用ゲーム及びCD・DVDの著しいダウントレンドが継続しており、また、個人消費は消費税増税以降、家計・消費支出の低迷が継続しております。当社グループは、このような市場環境の変動を前提としながらも利益が確保できる体制を構築するため、以下の目標を掲げ更なる取り組みを推進いたしました。

①ローコストオペレーションの推進

- ・店舗運営コストの低減施策の継続
- ・販促手法の多様化による費用低減
- ・固定的コスト（外部委託費、手数料等）の低減

②新たな成長に向けた施策の実施

コスト低減により儲かる店舗体質の土台の上で、以下のような売上拡大策を講じております。

- ・既存事業の強化 中古商材への回帰
- ・売場効率の改善 新商材（ホビー等）取り扱いの拡大
- ・店舗網の基盤化 古本市場ドミナントエリアへの出店等による店舗網の維持強化及びトレカ専門店の店舗網拡大
- ・商材の卸売（BtoB）及びFC展開 商材（トレカ等）の卸売販売

なお、カード事業につきましては、平成28年3月31日付「当社グループの組織再編（子会社の合併及び解散）の実施に関するお知らせ」及び平成29年2月21日付「（開示事項の経過）連結子会社の清算結了に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、連結子会社であるカードフレックスジャパン株式会社を解散し、清算終了しました。

【当連結会計年度の実施内容と成果】

マルチパッケージ販売事業におきましては、上述の取り組みに沿って以下のような施策を実施しました。

①ローコストオペレーションの推進

・店舗運営コスト低減施策の継続

店舗運営の面につきましては、業務オペレーションの簡素化及びパート・アルバイトスタッフの教育・スキル向上により、必要な労働時間（工数）を確保しつつ、総人件費を抑制できる体制構築を進めてまいりました。また、店舗の固定コスト低減のための賃料の減額交渉等の収益改善を進めてまいりました。

・販促手法の多様化による費用低減

Webチラシなど、スマートフォンやネットを活用した販促手法を取り入れる等、効率的な販促手法の多様化により、全体的な販促費用を低減してまいりました。

・固定的コスト（外部委託費、手数料）の低減

その他の固定コストの低減として、過去の過大な多店舗展開を前提とした物流機能及びシステムに対して現在の事業規模に合わせた見直しを実施し、それに関わる外部委託費、保守料等の抑制を継続しております。

②新たな成長に向けた施策の実施

・既存事業の強化 中古商材への回帰

古本、中古トレカ、中古ゲーム等中古商材の販売強化に注力してまいりましたが、中古トレカ及び本格導入を開始した中古ホビーを除き前年を下回る結果となりました。このような中で反転攻勢をかけるべく、古本を中心に買取強化するなど、売場管理の徹底を実施いたしました。また、TSUTAYAとの協業によるネット買取と、ファミリーマートでご利用いただける「はこBOON mini」を利用した「ゲーム/DVD買取サービス」をスタートいたしました。今後においても、アライアンスを強化し各商材における買取チャネルの多様化を図るなど、あらゆる施策を講じ、引き続き既存事業の強化に努めてまいります。

・ **売場効率の改善 新商材（ホビー等）取り扱いの拡大**

売場効率の改善として、既存店への新商材取り扱いの拡大を進めてまいりました。ホビーについては売場拡張に伴う商品量の確保とオペレーションの改善を継続して実施いたしました。引き続きホビーを扱うコレクターズコーナーの充実等により、店舗そのものの魅力を高め、集客力の向上を図るとともに、今後においては、収益力の強化となる商材選びに努めてまいります。

・ **店舗網の基盤化 古本市場ドミナントエリアへの出店等による店舗網の維持強化及びトレカ専門店の店舗網拡大**

当連結会計年度においては、6月に「ホビー・トレカパーク 藤沢店」、7月に「古本市場 藤原台店」、10月に「古本市場 都島店」、12月に「トレカパーク 平塚店」、「ホビー・トレカパーク 武蔵小金井店」、1月に「ホビー・トレカパーク 戸塚店」の計6店舗を出店し、既存店27店舗の売場改装を実施いたしました。来期以降も出店を計画しており、不採算店舗の閉鎖を併せ、店舗網の更なる活性化を図ってまいります。

・ **商材の卸売（BtoB）及びFC展開 商材（トレカ等）の卸売販売**

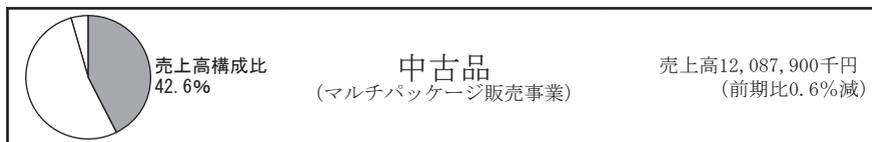
当社の関係会社「株式会社スペースチャンス」を通じて、プラットフォーム事業の先行モデルとして、トレカ専門店である「トレカパーク」のFC展開を進めております。

当連結会計年度においては23店舗増加し、FC店40店舗の運用支援を実施するなど堅調に推移しており、今後もFC店舗の拡大に努めてまいります。

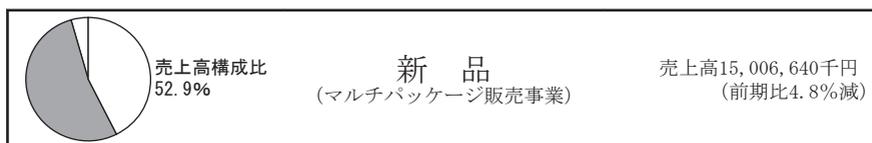
以上、当社主要商材の著しいダウントレンドにより売上高の低迷が大きく影響し、利益を確保する体制構築を目指してまいりましたが、経営成績は厳しい結果となりました。

事業別売上高

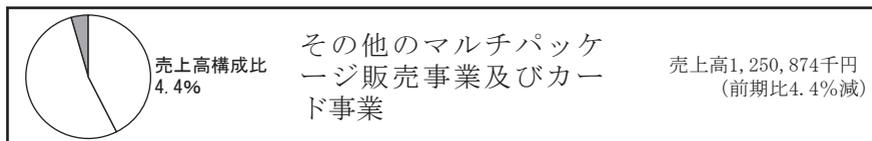
事業別／期別			第 26 期 (前連結会計年度) (平成28年2月期)		第 27 期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)	
			金額	構成比	金額	構成比
中 古 品	本 ゲ C D ト そ	本	千円 3,927,611	% 13.4	千円 3,715,467	% 13.1
		ー ム	5,751,720	19.7	5,448,700	19.2
		D	392,572	1.3	328,504	1.2
		V D	732,969	2.5	568,998	2.0
		レ カ	1,250,314	4.3	1,691,969	6.0
		の 他	107,032	0.4	334,261	1.2
	計	12,162,220	41.6	12,087,900	42.6	
	新 品	本	661,744	2.3	617,245	2.2
		ゲ ー ム	10,957,123	37.5	9,717,321	34.3
		C D	356,525	1.2	324,415	1.1
D V D		522,228	1.8	428,133	1.5	
ト レ カ		2,003,338	6.9	2,688,129	9.5	
プリペイドカード		643,621	2.2	637,319	2.2	
そ の 他		620,657	2.1	594,077	2.1	
計	15,765,238	53.9	15,006,640	52.9		
レ 業 そ	ン タ ル	689,239	2.4	648,473	2.3	
	務 提 携	9,012	0.0	7,460	0.0	
	の 他	607,444	2.1	594,866	2.1	
マルチパッケージ販売事業			29,233,155	100.0	28,345,341	100.0
カード事業			2,882	0.0	75	0.0
合 計			29,236,038	100.0	28,345,417	100.0



注力しております中古トレカやフィギュア・ホビー等コレクターズ商材の伸長がありました。古本及び中古ゲームのダウントレンドが影響し、前期を下回りました。第28期は、更なる売り場効率の改善により、店舗の収益力拡大に努めてまいります。



新品の大きなウェイトを占めるゲームが市場環境の変化もあり前期を下回りました。第28期は、市場の安定している新品トレカや新規商材に更に注力してまいります。



主にTSUTAYAレンタルの売上微減が影響し、前期を下回りました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4億1千5百万円であり、主として新規出店・店舗改装に伴う設備投資、システム投資であります。

(注)有形固定資産、無形固定資産(のれんを除く)、長期前払費用への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関より新規の長期借入金として11億円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成28年6月1日をもって当社子会社の株式会社モ・ジールを吸収合併しました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

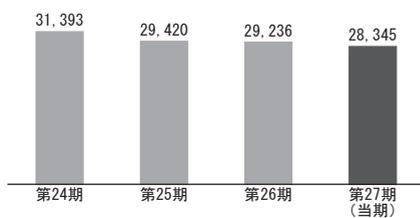
①企業集団の財産及び損益の状況

区分/期別	第24期 (平成26年2月期)	第25期 (平成27年2月期)	第26期 (平成28年2月期)	第27期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)
売上高 (千円)	31,393,817	29,420,989	29,236,038	28,345,417
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	232,077	△314,858	6,696	△451,835
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△193,365	△1,355,476	△149,024	△1,104,125
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△3.80	△26.79	△2.95	△21.82
総資産 (千円)	11,159,287	9,495,470	9,283,951	7,951,515
純資産 (千円)	5,061,450	3,631,731	3,486,203	2,411,901
1株当たり純資産額 (円)	99.98	71.73	68.73	47.36
自己資本比率 (%)	45.3	38.2	37.5	30.1

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
3. 自己資本比率は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
4. 当社は平成25年9月1日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

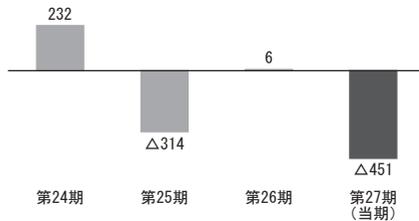
売上高

(単位：百万円)



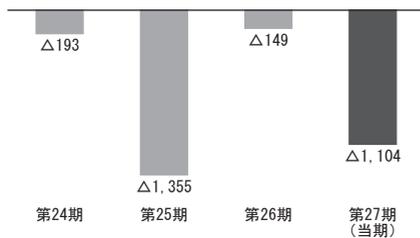
経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



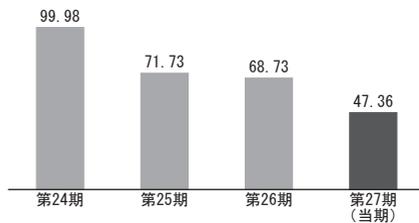
親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況

区分/期別	第 24 期 (平成26年2月期)	第 25 期 (平成27年2月期)	第 26 期 (平成28年2月期)	第 27 期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売 上 高 (千円)	31,390,999	29,390,336	29,165,609	28,322,615
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	307,056	△199,698	182,326	△435,717
当期純損失(△) (千円)	△131,961	△1,432,380	△208,332	△1,093,198
1 株 当 たり 当期純損失(△) (円)	△2.59	△28.31	△4.12	△21.60
総 資 産 (千円)	11,266,565	9,500,947	9,224,406	7,942,494
純 資 産 (千円)	5,177,712	3,686,302	3,458,712	2,354,297
1株当たり純資産額 (円)	102.28	72.81	68.18	46.22
自 己 資 本 比 率 (%)	45.9	38.8	37.4	29.4

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
3. 自己資本比率は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
4. 当社は平成25年9月1日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社100%出資の連結子会社であったカードフレックスジャパン株式会社は、平成29年2月21日に清算終了いたしました。

また、当社100%出資の連結子会社であった株式会社モ・ジールは、平成28年6月1日に、当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

それにより、当事業年度末におきまして、当社の子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

リアル店舗に関しましては、各商材の業界動向やトレンドの変化、お客様のニーズを素早く捉えて店舗運営に反映してまいります。また、サプライチェーンの見直しによる物流コストの変動費化、人員配置の適正化等、一層のコスト管理を徹底し、中古商材の構成強化等により、店舗収益の構造改革を推進してまいります。さらに、単一商材を扱う専門店や他社との協働による新しい売り場創りなど、独自性のある店舗創りに努め、店舗利益の最大化に努めてまいります。

出店戦略に関しましては、スクラップ&ビルドを基本に店舗網の再構築を図ってまいります。特に戦略商材に位置付けるトレカについて迅速なシェア拡大をめざし、積極的に店舗網・出店エリアを拡大し、新規顧客を開拓してまいります。また、収益性を最重視する厳選出店を行い、店舗競争力の強化に繋げてまいります。

アライアンス強化に関しましては、業務提携やM&Aも視野に入れ、直営店及びFC店の未開拓地域へ出店をしてまいります。また、他業界等とのアライアンス構築により中古商材の買取ルートの開拓を推進し、中古品を好む潜在顧客の深耕開拓を図るとともに、事業領域の拡大を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社における事業内容

事業区分	事業内容	主要な会社
マルチパッケージ販売事業	店頭及びインターネットでの本及びメディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、DVD等）、トレーディングカード、ホビー商品の買取・販売及び新品の販売 フランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート CD、DVD等のレンタル コンビニエンスストアの経営 店頭及びインターネットでの衣類、貴金属、雑貨、化粧品、インテリア用品等の買取及び販売	当社

(6) 主要な事業所 (平成29年2月28日現在)

①本社・本部

株 式 会 社 テ イ ツ ー	本 社	岡山県岡山市北区
	東京本部	東京都品川区

②店舗の状況

	第26期末 (前期末)	出店	退店	第27期末 (当期末)	増減
古 本 市 場 直 営 店 舗	店 93(1)	店 2	店 -	店 95(1)	店 2
古 本 市 場 トレカパーク 業務提携・FC店舗	5	1	-	6	1
トレカパーク 直 営 店 舗	6	4	-	10	4
ブック・スクウェア 直 営 店 舗	4(1)	-	-	4(1)	-
3 B e e 直 営 店 舗	1(1)	-	-	1(1)	-
M O - Z E A L 直 営 店 舗	3(2)	-	-	3(2)	-
T S U T A Y A 当 社 直 営 店 舗	2	-	-	2	-
ファミリーマート 当 社 直 営 店 舗	2	-	-	2	-
合 計	116(5)	7	-	123(5)	7

(注) カッコ内の数値はTSUTAYA併設店であります。

(7) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
282	△5	36.8	9.8

(注) 使用人数には、派遣社員12名、パートタイマー・アルバイト529名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	745,820千円
株式会社山陰合同銀行	694,240
株式会社みずほ銀行	663,136
株式会社商工組合中央金庫	351,660
株式会社三井住友銀行	281,640
株式会社中国銀行	118,170
株式会社トマト銀行	114,830
株式会社新生銀行	31,940

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、前連結会計年度において当期純損失を計上しており、また当連結会計年度においては営業損失467,793千円、経常損失451,835千円、当期純損失1,104,125千円及び営業活動によるキャッシュ・フロー△443,862千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

こうした状況を解消するため、「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に記載の通りの取り組みを実施し、当該状況の解消又は改善に努めており、これらを解消又は改善できる見込みとなっております。

これらの施策を実施する前提で、当連結会計年度末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、「継続企業の前提に関する事項」への記載を行っておりません。

2. 会社の現況（平成29年2月28日現在）

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
- ②発行済株式の総数 50,601,500株（自己株式2,038,500株を除く）
- ③当事業年度末の株主数 6,744名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション	9,649,200株	19.1%
株式会社TSUTAAYA	7,760,100	15.3
株式会社山陰合同銀行	2,100,000	4.2
ティーツー従業員持株会	1,245,800	2.5
平松裕将	1,000,000	2.0
株式会社みずほ銀行	1,000,000	2.0
東京海上日動火災保険株式会社	1,000,000	2.0
長直紀	870,000	1.7
株式会社トマト銀行	800,000	1.6
株式会社中国銀行	800,000	1.6

(注) 1. 当社は自己株式(2,038,500株)を保有しておりますが、上位10名の株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年2月28日現在）

回次	第9回新株予約権	
株主総会決議日	平成26年5月29日	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の数	3,300個	
新株予約権の目的となる株式の数	330,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり6,500円 (1株当たり65円)	
権利行使期間	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	
行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。 その他の条件については、平成26年5月29日開催の第24期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 : 3,000個 ・目的となる株式数 : 300,000株 ・保有者数 : 3名
	社外取締役	・新株予約権の数 : 一個 ・目的となる株式数 : 一株 ・保有者数 : 一名
	監査役	・新株予約権の数 : 300個 ・目的となる株式数 : 30,000株 ・保有者数 : 1名

② その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 及 び 監査 役 の 状 況 (平成29年 2月28日 現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 田 勝 宏	
取 締 役	武 田 聡	営業本部長兼事業開発本部長 株式会社スペースチャンス代表取締役社長
取 締 役	藤 原 克 治	管理本部長兼経理財務部長兼情報システム部長兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー インターピア株式会社取締役
取 締 役	大 谷 真 樹	学校法人光星学院常務理事 八戸学院大学学長
取 締 役	鍋 嶋 智 紀	株式会社TSUTAYAモバイル推進部部长
常 勤 監 査 役	塚 本 陽 二	
監 査 役	平 田 修	株式会社チアーズジャパン 税務監査部取締役部長 株式会社前原会計税務企画部長
監 査 役	小 松 泰 夫	
監 査 役	近 藤 麻 紀	弁護士法人ベリーベスト法律事務所 弁護士 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会理事

- (注) 1. 取締役大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平田修、小松泰夫及び近藤麻紀の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平田修氏は、株式会社チアーズジャパン 税務監査部取締役部長及び株式会社前原会計の税務企画部長であり、長年にわたり企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大谷真樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

イ. 当社と取締役大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10百万円又は下記 i. 及び ii. の金額の合計に2を乗じた額に下記 iii. の金額を加えた額のいずれか高い額としております。

- i. 在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の事業年度毎の合計額のうち最も高い額
- ii. 受け取った退職慰労金の額及び退職慰労金の性質を有する財産上の利益の額の合計額を、社外取締役に就いていた年数で除して得た額

- iii. 1) 新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権で、職務執行の対価として受けたものを除いたもの（以下「非報酬新株予約権」という。）を社外取締役就任後に行使した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の行使時における当社の株式の1株当たりの時価から当該非報酬新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその払込金額の合計額の当該非報酬新株予約権の目的である株式1株当たりの額を減じて得た額に、当該非報酬新株予約権の行使により交付を受けた当社の株式の数を乗じて得た額
- 2) 社外取締役就任後に、当該非報酬新株予約権を譲渡した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の譲渡価額からその払込金額を減じて得た額に、譲渡した当該非報酬新株予約権の数を乗じた額
- ロ. 当社と監査役塚本陽二氏及び平田修氏、小松泰夫氏、並びに近藤麻紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は下記i.及びii.の金額の合計に2を乗じた額に下記iii.の金額を加えた額のいずれか高い額としております。
 - i. 在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の事業年度毎の合計額のうち最も高い額
 - ii. 受け取った退職慰労金の額及び退職慰労金の性質を有する財産上の利益の額の合計額を、社外監査役に就いていた年数で除して得た額
- iii. 1) 新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権で、職務執行の対価として受けたものを除いたもの（以下「非報酬新株予約権」という。）を社外監査役就任後に行使した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の行使時における当社の株式の1株当たりの時価から当該非報酬新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその払込金額の合計額の当該非報酬新株予約権の目的である株式1株当たりの額を減じて得た額に、当該非報酬新株予約権の行使により交付を受けた当社の株式の数を乗じて得た額
- 2) 社外監査役就任後に、当該非報酬新株予約権を譲渡した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の譲渡価額からその払込金額を減じて得た額に、譲渡した当該非報酬新株予約権の数を乗じた額

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	59百万円 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	22 (11)
合 計	9	81

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として、第9回新株予約権について平成26年5月29日開催の第24期定時株主総会にて年額10百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役大谷真樹氏は、学校法人光星学院常務理事及び八戸学院大学学長を兼務しております。なお、当社と当該学院及び大学との間には特別の関係はありません。
- 取締役鍋嶋智紀氏は、株式会社TSUTAYAモバイル推進部部长を兼務しております。当社は同社との間で、店毎にフランチャイズ契約を締結しており、ロイヤルティとして売上高の一定率等を支払っております。なお、同社は当社の主要株主であります。
- 監査役平田修氏は、株式会社チアーズジャパンの税務監査部取締役部長及び株式会社前原会計の税務企画部長を兼務しております。なお、当社と当該会社との間には特別の関係はありません。
- 監査役近藤麻紀氏は、弁護士法人ベリーベスト法律事務所の弁護士及び公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会の理事を兼務しております。なお、当社と当該弁護士事務所及び公益社団法人との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役大谷真樹	19回	95.0%	—	—
取締役鍋嶋智紀	19	95.0	—	—
監査役平田修	20	100.0	15回	100.0%
監査役小松泰夫	20	100.0	15	100.0
監査役近藤麻紀	20	100.0	15	100.0

・取締役会における社外役員の発言状況

取締役大谷真樹氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、IT関連産業及び起業の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。

取締役鍋嶋智紀氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、メディアパッケージ商品及びコンテンツ流通分野における豊富な経験と高い見識に基づいて、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。

監査役平田修、小松泰夫及び近藤麻紀の各氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。

・監査役会における社外監査役の発言状況

監査役平田修、小松泰夫及び近藤麻紀の各氏は、当事業年度開催の監査役会に出席し、議案審議及び監査に関する重要事項の協議等に必要発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 三優監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

「当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ①当社グループにおけるコンプライアンスの基本原則として「テイツーグループ行動規範」を定め、ほかの規程類と同様に社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。
- ②コンプライアンスの統括責任者として総務部門を管掌する取締役を任命するとともに、総務部門をコンプライアンス統括部門とする。コンプライアンス統括責任者は、日頃から適宜各部門長（グループ会社社長を含む）、内部監査部門及び監査役と連携の上、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ③当社グループの役員・社員をはじめすべての従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、コンプライアンス統括部門、コンプライアンス統括責任者、又は、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能として「コンプライアンス・ホットライン規程」の定める先のいずれか1先以上に報告するものとする。
- ④取締役会に社外取締役が常時在任する体制をとる。

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

- ①「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。
- ②個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では情報システム部門が状況をフォローしている。
- ③情報セキュリティーマネジメントについて、「情報セキュリティー管理規程」ほか関連規程に基づく体制の整備・運用を図る。

「当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ①各部門（グループ会社を含む）におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。
- ②内部監査部門は各部門（グループ会社を含む）のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

- ③地震その他の災害等によるリスクへの対応原則に関して「外部危機管理規程」を定め、その周知を図る。
- ④「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部署と報告体制を明確にする。

「当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①取締役会は、大幅な権限委譲により、迅速な意思決定と機動的職務執行を推進する。その具体的内容は「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」及び「職務分掌・権限規程」及び「グループ会社管理規程」に明示する。
- ②取締役会は下位会議体の充実を図り、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。
- ③取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門（グループ会社を含む）におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の周知状況と達成状況を監督する。
- ④社内諸規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすくスリムな体系となるよう改定に努める。

「当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」

- ①グループ会社の経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展・相乗効果を図るため、「グループ会社管理規程」の規定に従い、各グループ会社と覚書を締結する。
- ②状況に応じてグループ会社に取り締役及び監査役を派遣するとともに、グループ統括主管部門（又は複数のグループ統括担当者）を定め、グループ会社との間に事業運営に関する重要な事項についての情報交換及び協議を行う。
- ③グループ会社の事業運営に関する特に重要な事項については当社の承認を必要とし、取締役会において下位会議体での審議を踏まえた上決議する。
- ④グループ統括主管部門（又はグループ統括担当者）は内部監査部門と連携して、業務の適正性に関するグループ会社の監査を行う。
- ⑤監査役は、グループ会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。

「監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

監査役職務を補助する組織を管理部門とし、管理部門担当部員の中から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役

又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

「監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項」

補助者の人事異動・人事評価等については監査役会の意見を尊重するものとする。

「監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

補助者は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務に必要な範囲内において、取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

「当社グループの取締役及び使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制」

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ①当社グループに関する重要事項
- ②当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③法令・定款違反事項
- ④毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤内部監査部門による監査結果
- ⑥上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

「監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

当社グループは、「コンプライアンス・ホットライン規程」の規定に従い、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いをしない。

「監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役は必要に応じて、弁護士・公認会計士並びに各分野の専門家等を活用できることとし、必要な費用等については、当社が負担する。

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる

ことが可能な体制とする。

「反社会的勢力排除に向けた体制」

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めていく。

「財務報告の適正性を確保するための体制」

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底・強化を最重要課題と位置付けております。当連結会計年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

①取締役の職務の執行について

取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名が出席しております。この体制の下で「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

②コンプライアンス体制の整備について

チーフ・コンプライアンス・オフィサーの監督の下で、当社グループの取締役及び使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るための組織文化を醸成しております。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、これに基づく運用を実施しております。

③リスク管理について

内部監査部門がグループ会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、リスクの低減とその未然防止に取り組み、その状況を月次の取締役会及び監査役に報告しております。また、「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を明記し、運用を行っております。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席及び当社グループの取締役及び使用人へのヒヤリング等を実施し、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の確保に向けた助言や提言等を行っております。また、社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査部門等との連携を図っており、加えて、監査役の職務を補助する使用人を任命し監査費用等を当社が負担するなど、監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、新品とリサイクル品の書籍・ゲーム・トレーディングカード等の買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともしするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーに満足していただくことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、新品とリサイクル品の書籍・ゲーム・トレーディングカード等の買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、及びこれらをインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客・従業員・取引先・株主・フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策について）の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

④当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

イ. 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催）において導入いたしました。

その後も当社は買収防衛策導入後の実務の動向等さまざまな側面から検討し、本施策の重要性に変わることはないかと判断、平成28年5月27日開催の定時株主総会において承継・更新することにつき、株主の皆様からご承認を受け、同日付で更新しております。

その有効期間は、平成30年5月開催予定の定時株主総会終結時までとしております。

しかしながら有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

ロ. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利や利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

ハ. 当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、配当性向25%以上を目標として業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

ただし、特別な損益等の特殊要因により税引後当期純利益が大きく変更する事業年度につきましては、その影響を考慮した配当を実施いたします。なお、内部留保金につきましては、業務の一層の効率化を図るためのシステム開発や、人材育成といった社内体制の充実等、経営基盤の確立に充当する予定であります。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,528,604	流動負債	2,462,532
現金及び預金	1,296,106	買掛金	685,895
売掛金	308,175	1年内返済予定長期借入金	950,850
商品	3,600,438	リース債務	34,140
貯蔵品	19,304	未払金	302,197
その他	304,579	未払法人税等	75,963
固定資産	2,422,910	賞与引当金	27,512
有形固定資産	766,222	ポイント引当金	143,316
建物及び構築物	307,855	資産除去債務	75,807
器具及び備品	136,154	事業整理損失引当金	28,000
土地	228,711	その他	138,850
リース資産	91,341	固定負債	3,077,081
その他	2,160	長期借入金	2,050,586
無形固定資産	173,010	リース債務	109,294
のれん	91	退職給付に係る負債	384,275
ソフトウェア	140,167	繰延税金負債	21,627
その他	32,751	資産除去債務	463,076
投資その他の資産	1,483,677	その他	48,221
投資有価証券	161,447	負債合計	5,539,614
長期貸付金	105,266	(純資産の部)	
差入保証金	1,178,520	株主資本	2,342,282
その他	38,443	資本金	1,165,507
資産合計	7,951,515	資本剰余金	1,119,796
		利益剰余金	198,876
		自己株式	△141,897
		その他の包括利益累計額	54,260
		その他有価証券評価差額金	5,678
		退職給付に係る調整累計額	48,582
		新株予約権	15,358
		純資産合計	2,411,901
		負債純資産合計	7,951,515

連結損益計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		28,345,417
売	上		20,851,534
売	上		7,493,883
販	費		7,961,677
営	業		△467,793
営	業		
	受	3,188	
	受	435	
	受	69,601	
	持	11,371	
	そ	20,737	105,334
営	業		
	支	33,764	
	不	54,998	
	支	500	
	そ	112	89,375
特	別		△451,835
	固	993	
	減	242,707	
	店	32,229	
	事	28,000	
	シ	96,070	
	そ	19,176	419,177
税	金		△871,012
法	人	52,088	
法	人	181,024	233,112
当	期		△1,104,125
親	会		△1,104,125

連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,165,507	1,119,796	1,328,303	△141,897	3,471,709
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△25,300		△25,300
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,104,125		△1,104,125
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,129,426	-	△1,129,426
当 期 末 残 高	1,165,507	1,119,796	198,876	△141,897	2,342,282

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△1,569	7,542	5,972	8,521	3,486,203
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△25,300
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△1,104,125
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,247	41,040	48,287	6,836	55,124
連結会計年度中の変動額合計	7,247	41,040	48,287	6,836	△1,074,301
当 期 末 残 高	5,678	48,582	54,260	15,358	2,411,901

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,528,604	流 動 負 債	2,462,532
現金及び預金	1,296,106	買掛金	685,895
売掛金	308,175	1年内返済予定長期借入金	950,850
商品	3,600,438	リース債務	34,140
貯蔵品	19,304	未払金	302,197
前渡金	10,787	未払法人税等	75,963
前払費用	195,951	未払費用	117,687
未収入金	57,655	預り金	11,498
その他	40,184	賞与引当金	27,512
固 定 資 産	2,413,889	ポイント引当金	143,316
有 形 固 定 資 産	766,222	資産除去債務	75,807
建物	274,843	事業整理損失引当金	28,000
構築物	33,011	その他	9,663
器具及び備品	136,154	固 定 負 債	3,125,663
土地	228,711	長期借入金	2,050,586
リース資産	91,341	リース債務	109,294
建設仮勘定	2,160	退職給付引当金	432,857
無 形 固 定 資 産	173,010	繰延税金負債	21,627
のれん	91	資産除去債務	463,076
ソフトウェア	140,167	その他	48,221
その他	32,751	負 債 合 計	5,588,196
投資その他の資産	1,474,656	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	36,840	株主資本	2,333,260
関係会社株式	115,584	資本金	1,165,507
長期貸付金	105,266	資本剰余金	1,119,796
長期前払費用	34,913	資本準備金	1,119,796
差入保証金	1,178,520	利益剰余金	189,855
その他	3,530	利益準備金	16,117
資 産 合 計	7,942,494	その他利益剰余金	173,737
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	△826,262
		自己株式	△141,897
		評価・換算差額等	5,678
		その他有価証券評価差額金	5,678
		新株予約権	15,358
		純 資 産 合 計	2,354,297
		負 債 純 資 産 合 計	7,942,494

損 益 計 算 書

（平成28年 3月 1日から
平成29年 2月 28日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		28,322,615
売 上 原 価		20,838,998
売 上 総 利 益		7,483,616
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,921,334
営 業 外 収 益 失		△437,717
受 取 利 息	3,306	
受 取 配 当 金	435	
受 取 賃 貸 料	69,601	
そ の 他	17,949	91,293
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,764	
不 動 産 賃 貸 費 用	54,998	
支 払 手 数 料	500	
そ の 他	30	89,293
経 常 損 失		△435,717
特 別 利 益		
抱 合 株 式 消 滅 差 益	5,074	5,074
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	993	
減 損 損 失	242,707	
店 舗 閉 鎖 損 失	30,859	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	28,000	
シ ス テ ム 開 発 中 止 に 伴 う 損 失	96,070	
そ の 他	31,199	429,830
税 引 前 当 期 純 損 失		△860,473
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	51,699	
法 人 税 等 調 整 額	181,024	232,724
当 期 純 損 失		△1,093,198

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別積立	途金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	△447,763
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩				△740,000	740,000
剰余金の配当					△25,300
当期純損失					△1,093,198
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△740,000	△378,499
当 期 末 残 高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,000,000	△826,262

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 等 差 額	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計			
当 期 首 残 高	△141,897	3,451,759	△1,569	8,521	3,458,712
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△25,300			△25,300
当期純損失		△1,093,198			△1,093,198
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			7,247	6,836	14,084
事業年度中の変動額合計	-	△1,118,499	7,247	6,836	△1,104,414
当 期 末 残 高	△141,897	2,333,260	5,678	15,358	2,354,297

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 4 月20 日

株 式 会 社 テ イ ツ ー
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 熊 谷 康 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テイツーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月20日

株式会社 ティーツー
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、更に、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月21日

株 式 会 社 テ イ ツ 一 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	塚 本 陽 二 ㊤
社 外 監 査 役	平 田 修 ㊤
社 外 監 査 役	小 松 泰 夫 ㊤
社 外 監 査 役	近 藤 麻 紀 ㊤

以上

以上

会社の概要 平成29年2月28日現在

商号	株式会社ティーツ
英訳名	TAY TWO CO., LTD.
店舗名	古本市場、ブック・スクウェア、TSUTAYA、3Bee、トレカパーク、ホビーパーク、MO-ZEAL、ファミリーマート
創業	平成元年10月
設立	平成2年4月
本社	岡山県岡山市北区今村650番111 TEL(086)243-8600
東京本部	東京都品川区西五反田七丁目1番1号 住友五反田ビル5F・6F TEL(03)5719-4580
資本金	1,165,507千円
従業員数	社員282名 パート・アルバイト1,561名
主な事業内容	古本、家庭用ゲームソフト・ハード、トレーディングカード、ホビー、衣料・服飾品、CD・DVD等の販売・買取 CD・DVD等のレンタル業務 コンビニエンスストアの経営 インターネットサイト 「古本市場オンライン」の運営

株主メモ

事業年度	3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	5月
基準日	定時株主総会 2月末日 期末配当金 2月末日 中間配当金 8月末日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
公告方法	電子公告により行います。 ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所(郵便物送付先)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都江東区東砂七丁目10番11号 (〒137-8081) 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-232-711
特別口座の口座管理機関(郵便物送付先)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (〒168-0063) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031

ホームページのご案内

当社のホームページで最新情報を発信しております。
ぜひ併せてご覧ください。

▶ I R 情報

<http://www.tay2.co.jp/ir/>

▶ 店舗情報

<http://www.furui.net/>

Topics 1

トピックス

■ トレーディングカード、コレクターズ商材取扱店舗の新規出店

当社のトレーディングカード、フィギュア及びホビーを取り扱う「コレクターズ」商材は順調に拡大を続けており、平成28年6月に「ホビー・トレカパーク 藤沢店」、7月に「古本市場 藤原台店」、10月に「古本市場 都島店」、12月に「トレカパーク 平塚店」及び「ホビー・トレカパーク 武蔵小金井店」、平成29年1月に「ホビー・トレカパーク 戸塚店」の計6店舗を出店いたしました。今後も店舗網の維持拡大を目指してまいります。



ホビー・トレカパーク 戸塚店

Topics 2

トピックス

■ 魅力ある売場を目指した既存店の改装

既存店においても収益性向上を目的とした施策を実行いたしました。前期より取り組んでおりますコレクターズ商材の商品ラインナップ拡充を中心として、27期中に27店舗で売場改装を実施いたしました。また、古本市場全店で古本・ホビーを中心とした買取強化施策を実施しており、引き続き取り扱い商材の幅・量の充実を図り、魅力ある売場を創ってまいります。



ご存知でしたか？
ふるいちでは
ホビー商品が
売れるんです！

ジャンルを問わず
色んな商品買い取ります！

フィギュア <small>買取価格に優遇いたします</small> 	プラモデル <small>ミニ四駆</small> <small>買取価格に優遇いたします</small> 	くじ商品 <small>買取価格に優遇いたします</small>
車載 ガチャガチャ <small>買取価格に優遇いたします</small> 	お宝グッズ ストラップ <small>買取価格に優遇いたします</small> 	その他キャラクター グッズ <small>買取価格に優遇いたします</small>

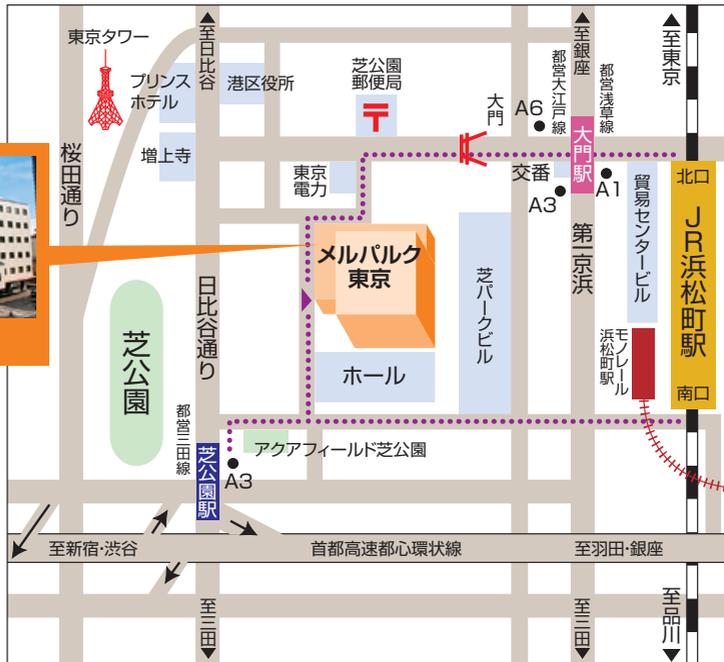
株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 5階 瑞雲の間



メルパルク東京



会場まで

●JR

浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分

●モノレール

浜松町駅（北口）から徒歩8分

●地下鉄

芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分

大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分

A6出口から徒歩4分

A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。